

大会開催要項

野々市市学童野球連盟

- 1 試合は、当該年度の公認野球規則、公益財団法人全日本軟式野球連盟の競技者必携に定める規則及び学童部の取り決め事項を適用するとともに一部野々市ローカル・ルールを適用する。
- 2 監督・コーチは、当該年度の公認野球規則及び競技者必携を熟読の上、試合に臨むこと。
- 3 監督・コーチ及び選手は、ユニフォーム、帽子及びスパイクを同意匠とすること。
- 4 背番号は、監督30番、コーチは28番と29番、主将は10番とする。
- 5 ベンチ入りの選手は、1チーム10名から25名までとし背番号は0～99番とする。尚、監督、コーチは成人者でなければならない。
- 6 ベンチ入りの大人は、監督、コーチ2名、スコアラー1名を含めて5名以内とし、監督、コーチ以外は、私服で、当該チームの帽子を着用すること。
- 7 試合開始前のシートノック準備を指示するアナウンス（シートノックが行われない場合にあつては、試合開始15分前）以降は、グラウンド整備や審判の給水等、特段の要請がない限り、ベンチ入りメンバー以外のグラウンド内への立ち入りを禁止する。なお、第1試合出場チームにあつてはグラウンド内への入場は、その開始時刻1時間前から可能とする。
- 8 チームは、出場試合開始時刻30分前に（第2試合以降は2回終了時まで）集合を完了し、監督、主将及び当該試合担当審判員立会いの下、メンバー表の交換及び先攻・後攻を決めるトスを行うものとする。この際、メンバー表は、正本を含め5部を本部に提出しなければならない。なお、メンバーチェック後に1部を返却する。
（5部の内訳：5枚複写の上から順に、本部記録用、放送用、主審用、相手チーム用、自チーム控え（返却））
また、当日の天候等により、大会運営上必要がある場合は、試合開始時刻を早め又は遅らせるものとする。
- 9 特段の定めがない限り、1試合の時間制限を1時間30分、尚且つ6回戦とし、これを過ぎて、次の新しいイニングに入らない（時間最優先）。ただし、降雨等または、選手の治療、給水時間を設けた場合の試合中断は、これを試合時間に含まない。なお、1試合の制限時間である1時間30分を超えた時点が、イニングの裏であり、かつ、後攻のチームの得点が先攻のチームの得点を上回っている場合は、後攻のチームが攻撃中であっても、打者のカウントにかかわらず直ちにプレーをやめ、ゲームセットとする。

- 10 試合の成立回数は、原則5イニングとする。ただし、制限時間を超えて試合が継続中の場合は、制限時間を超えた時点のイニングで終了とする。
- 11 決勝戦も含め、特段の定めがない限り点差によるコールドゲームの成立を次の通りとする。
- ① 3回15点差
 - ② 4回10点差
 - ③ 5回7点差
- 12 試合回数は、特段の定めがない限り、6イニングとするが、規定回終了時又は制限時間を超えた時点のイニング終了時において同点の場合は、特別延長戦を行う。なお、決勝戦を除き、特別延長戦は最長2イニングまでとし、決着しない場合は、両チーム最後の出場選手9名の抽選で勝敗を決する。

☆ 特別延長戦（プレーオフ）とは ☆

両チームとも無死1塁・2塁とし、打順は前イニングの継続打順とする。走者は、前イニングの最終打者を1塁走者、2塁走者はその前の打者とする。

なお、代打・代走を送ってもよい。また、投手・野手を交代させても何ら差し支えない。ただし、一度出場し交代した選手は、出られない。

特別延長戦（プレーオフ）は、時間制限なしとする。

- 13 第3位決定戦は、特段の定めがある場合のみ、これを行うものとする。
- 14 試合のベンチは、抽選番号の若い方が一塁側とする。
- 15 ゲーム中における抗議権や選手交代は、監督又は当事者に限るものとする。
- 16 打者、次打者、走者及びランナーコーチは、ヘルメットを必ず着用をしなければならない。又、捕手は、控えの選手も含めて、ヘルメット、マスク、プロテクター、股間用保護具（カップ）及びレガーズを必ず着用しなければならない。
- 17 試合中の手袋は、白又は黒のみ許可する。（ツートンは不許可）。また、リストバンドは、原則として、禁止する。ただし、何らかの事情で、包帯、傷バン等を保護するために使用したい場合は、大会本部に申し出ること。必要に応じて、認めることもある。
- 18 投手または、野手は、大会本部の承認を得ず、通常サングラスの使用を認めるが、各チームの適宜対応とする。また、野手はサングラスを帽子の庇の上のにせる事を認める。（但し、全てのグラウンド入場者のミラーグラスは不可）
- 19 開会式における選手宣誓者は、各チームの代表選手となる主将が、春季・夏季・秋季の3大会においては春季大会抽選会の予備抽選時、ジュニア大会・新人大会の2大会においてはジュニア大会抽選会時、各々の予備抽選を以って宣誓者の抽選とする。尚、各チームの代表選手が宣誓者となれる様、大会

毎の対象者を次のとおりとする。

- ①春季大会：前年度のジュニア大会・新人大会での宣誓者以外の者
 - ②夏季大会：当年度の春季大会及び前年度のジュニア大会・新人大会での宣誓者以外の者
 - ③秋季大会：当年度の春季大会・夏季大会及び前年度ジュニア大会・新人大会での宣誓者以外の者
 - ④ジュニア大会：各チームを代表する5年生以下の者
 - ⑤新人大会：当年度のジュニア大会での宣誓者以外の者
- 又、開会式におけるチーム紹介等の進行アナウンスは、選手宣誓者の所属するチームが担当するものとする。

- 20 野球用具は、全日本軟式野球連盟が公認したものであること。
- 21 各試合の選手登録表提出後の選手変更及び背番号変更は、これを認めない。
- 22 シートノックは、後攻より開始のアナウンスがあってから5分間認める。ただし、大会運営上これを認めないこともある。
- 23 投手一人の投球数については、肘・肩の障害防止を考慮し、1日70球までとする。試合中に70球に達した場合は、その打者が攻撃を完了するまでの投球を認める。1日2試合ある場合は、2試合合計して70球までの投球を認める。尚、4年生以下の投球制限数は60球とする。
- 24 ホームベースは投手の負担軽減を考慮し、一般用を使用する。(学童用バッターボックス、ベース板から両端13cm縦1.5m×0.9m)
- 25 審判員は、試合中に雷、竜巻及び地震等が発生した場合、直ちに試合を中断し、選手を安全な場所に避難させること。
- 26 その他の事項については、審判員の指導に基づき、試合を遂行する。
- 27 役員及び運営委員は、責任を持って大会運営に当たること。
- 28 グラウンド整備は、当該試合の両チームで行うこと。
- 29 応援席の整理整頓は、当該使用チームが責任をもって当たること。
- 30 野球場管理棟施設等、試合当日の最後の施設整理整頓は、最終ゲームにおける勝利チームが責任をもって行うこと。
- 31 喫煙は、灰皿の設置箇所以外では認めない。携行灰皿も不可とする。
- 32 優勝旗、カップ、トロフィー及び楯等(以下「賞典等」)の保管については、当該チームにおいて紛失又は破損のないよう責任をもって行うこと。なお、賞典等のペナント(リボン)については、当該チームで用意すること。

- 33 連盟が主催する大会においては、特段の定めがない限り、指名打者ルールを使用することができる。(全日本軟式野球連盟競技者必携に定める規則・取り決め事項を適用)

試合上の注意事項

- ① 大会趣旨を十分に理解し、目に余る行為を行わないこと。
- ② バット、ヘルメット、ボール類は、グラウンド内に置かないこと。
- ③ グローブの着用時において「指出し」はしないようにすること。
- ④ 投手の滑り止め（ロージン）は、各チームで用意すること。
- ⑤ 各回の先頭打者、次打者及びランナーコーチは、ミーティングに参加しないで、直ちに定位置に着くこと。
- ⑥ 守備に就く際の控え選手の応援は、ベンチ前2メートル前後の位置で行うこと。
- ⑦ ラフプレイは、絶対に許されない。特に、足を高く上げてのスライディングについては危険であるので禁止する。
- ⑧ 攻守交代は、元気よく全力疾走で行うこと。
- ⑨ 野手は、走者に対して、どの塁にかかわらず、一角を空けること。
- ⑩ 内野手の転送球は、試合進行の関係から、原則として、これを行わない。
- ⑪ 個人的に攻撃する野次は、ベンチや応援席を問わず、絶対に行わないこと。
- ⑫ 指導者及びクラブ関係者による暴力行為やあるまじき行為は、決して許されない。この場合、野々市市学童野球連盟規約第24条の規定により、処分を科すものとする。

支部をまたぐ公式試合の参加について

各チームの、支部を跨ぐ県内の公式試合への参加は、年間を通して5回まで、県外への公式試合への参加は2回を超えてはならない。又、決められた回数範囲内での参加は、必ず、市連盟に届け出なければならない。ただし、全日本学童軟式野球大会に一連する加賀中大会、県大会、全国大会並びに根上大会、選抜大会、松井秀喜旗大会及び県新人大会は、その数にカウントしない。

なお、スポーツ少年団が主催又は主管する試合への参加については同様にカウントしないものの、市連盟に届け出なければならない。

大会の組み合わせ抽選会について

- ① 抽選会は、監督、主将が必ず出席のこと。出席しない場合は棄権とみなす。ただし、事務局に承認を受けた場合、代理出席は可とする。
- ② 主将又は主将代理は、ユニホーム・帽子を着用のこと。
- ③ 大会参加費を持参のこと。

審判の選定について

各クラブが担当する試合の審判選定においては、連盟規約第11条第1項及び第2項を遵守し、且つ、支部公式審判員及び審判員（塁審）の登録が連盟に成されている者を当該試合に充てること。尚、やむを得ず登録外の者を審判に

充てる際には、公式審判員・審判員（塁審）を問わず、当該試合の2日前までに連盟事務局まで追加登録を申し出ること。また、追加登録される審判は、学童野球公式戦において審判の実戦経験があり、当該年度のルールを了知している者とする。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。